

七

口 人 扌

争非者特国行争利込行争非者特国
入価・別債入回金入価・別債
札格第参市札り金札格第参市
発競II加場発競額発競II加場

額定うに面積に基づいては、財政法第490条第1項の規定による。この額は、行利付債額の5%を上乗する額である。
この額は、行利付債額の5%を上乗する額である。

六

イ
口
発

行争利 行争非者特国行争
入回行 入価・別債 入
札り 札格第参市 札
発競額 発競Ⅱ加場 発

いものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次割り当てる。

十 三	十 二	十 一	八
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	發 行 行 価 格	發 行 行 日	振 替 額 低 行 額 面 金

(二) 年十額平す額の振五
 む十式は二二面成るの記替万
 も号に、募・錢金二。整載法円
 のによ払入〇額十数又の
 と規り込決パ百五倍は規
 す定算金定一円年の記定
 るす出額のセに二月金録に
 るしに通ントつき十五額はよ
 期た加知ト日金えを九五よ最振
 に額、受十日る低替
 払を次け六も額口
 い第のた円の面座
 込二算者八と金簿

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{148}{365}$$

額け住よるがをじ額よに座も係
 一の者り場非発たにりつにのる
 所又算合居行金百算い記と所
 得は出に住時額分出て載し得
 税外しは者にへのしは又て税
 の国た、又おた二た、は振が
 税法金前はいだ十金前記替源
 率人額記外てし・額記録口泉、
 をがに(一)国取、三か(一)さ座徵そ
 乗適当の法得当一らのれ簿収の
 じ用該算人す該五當算る中さ利
 たを非式でる國を該式ものれ子
 金受居にあ者債乗金にの口るに
 発行時におい
 て

二十九十八十九十四
十
九
八
七
六
五

払者入払元償償後第
込札場利還還の二
期參所金金期利期
日加支額限子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金六をそ払三
臣行額十支の期月
五から百四払日と二
年年う以し十
二通知に三。前、日
月知つ月六各及
十五をき二月支び
日受け百十間払九
日た者円日にお期月
た者属に二
すお十
るい日

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し、
る号の行を、
期及翌休支次五
日び當業払の年
に第業う算三
つ十日。式月
い六にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

額面金額× $\frac{2.0}{100} \times 1$